

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	1	担当課	庁舎管理担当課
法令名	愛媛県庁舎管理規則	根拠条項	第8条第1項	不利益処分の種類	立入りの制限等	
<b>第8条</b> 庁舎管理責任者は、陳情、参観等の目的で庁舎内に立ち入る者がある場合において、 <u>庁内の秩序を維持するため必要があると認めるときは、立ち入ることができる者の人数、立入の時間又は場所等を制限し、その他必要な措置を講ずるものとする。</u> 2 庁舎管理責任者は、 <u>前項の場合において庁舎内に立ち入ろうとする者の人数、行動が示威運動となるおそれがあると認めるときは、庁舎内への立入を禁止するものとする。</u>						